

平成27年

南三陸町議会議録

第2回臨時会 2月13日 開会  
2月13日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 2 月 13 日 (金曜日)

第 2 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第2回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成27年2月13日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君
副	町	長	遠	藤	健治君

総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	仲村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	羽生	芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

#### 事務局職員出席者

事務局長	芳賀	俊幸
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦	勝美

#### 議事日程 第1号

平成27年2月13日（金曜日）

午前10時00分 開会

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 号 南三陸町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 6 号 南三陸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第 9 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 10 議案第 10 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 11 議案第 11 号 業務委託契約の締結について
- 第 12 議案第 12 号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結について

---

本日の会議に付した事件  
日程第 1 から日程第 12 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日は、第2回目の臨時会でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

平成27年第1回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、1月27日に実施いたしました平成26年度原子力防災訓練についてご報告を申し上げます。

本年度の訓練は、防災関係機関相互の連携による原子力防災体制の確立及び検証、防災業務関係者の原子力防災技術の向上といった事項に加え、地域住民の方々の原子力防災意識の高揚を図ることを主たる目的として、宮城県及び本町を含む関係3市4町の主催により実施したものであります。

この訓練では、宮城県沖で地震が発生し、定格熱出力運転中の東北電力女川原子力発電所3号機において原子炉が自動停止するも、全交流電源を失い、原子炉残留熱除去機能を喪失したことにより全面緊急事態に至るといった主想定のもと、町では、災害対策本部の設置・運営訓練、各種通報の受信・発信といった初動対応や、国、県及び関係市町をつなぎテレビ会議等を実施したほか、仙台市内に設置されたオフサイトセンター・現地本部に要員を派遣し、現地での活動に参加させました。

さらに、本年度の訓練においては、防災行政無線放送や広報車の巡回による広報、緊急速報メールの配信を実際にを行い、UPZ地域住民の方々に屋内退避の実施について呼びかけたほか、行政区長・行政連絡員の方などには、登米市登米総合体育館への避難のための一時移転を実際に体験いただきました。

町では現在、本年3月までを目途として、原子力災害に係る広域避難計画の作成を進めているところでもあり、今回の訓練は、避難広報のあり方、避難に要する時間や避難経路の確認といった点においても役立つものであったと考えるところであります。

次に、宮城県知事の来庁についてご報告申し上げます。

先月28日、宮城県知事が来庁し、本町の防災対策庁舎に係る宮城県震災遺構有識者会議における検討結果及び県としての考え方について説明を受けました。

知事からは、県の有識者会議において、防災対策庁舎が震災遺構として高く評価されたことなどを受け、拙速に結論を出すのではなく、時間をかけて検討することが望ましいこと、また県が町から防災対策庁舎の譲渡を受け、平成43年3月10日まで県が維持管理を行った上で町に返還し、改めて保存の是非を判断することを提案されました。

本件につきましては、町の対応方針を熟慮した上で決定し、県に回答したいと考えております。

す。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時10分 休憩

---

午前10時32分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

ちょっとここには出てきていないんですけども、きのうですか、何件か入札が行われて不調があったというお話だったんですけども、今後の復興への影響はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 小野寺議員、書面の行政報告の中で伺ってください。

ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

1点だけお伺いします。

教育委員会の行政報告の中からですけれども……、失礼しました。撤回いたします。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第5号 南三陸町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第5号南三陸町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第5号南三陸町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定独立行政法人の区分の廃止及び行政執行法人の区分の追加がなされることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、議案第5号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料を用いてご説明したいと思います。

6ページをごらんください。

南三陸町情報公開条例の新旧対照表でございます。そのうち第8条の行政文書の開示義務の規定の第2号イのちょうど下線部分、この部分が改正箇所になります。

備考欄をごらんいただきますと、独立行政法人通則法の改正による特定独立行政法人の廃止及び行政執行法人の設立に伴う改正というふうにあります。

具体的にご説明いたしますと、現在特定独立行政法人は全部で8つの法人がございますが、代表的な法人には、国立印刷局や造幣局、または国立病院機構があります。これらの特定独立行政法人の区分が平成27年4月1日に廃止されまして、新たに行政執行法人という区分に変更されることになりますことから、本条例につきまして、今回文言上の整理を行うものでございます。基本的に条例の本質を改正するものではありません。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第6号南三陸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第6号南三陸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新制度における教育長の身分が特別職として位置づけされることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第6号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

南三陸町特別職報酬等審議会条例の新旧対照表でございますが、議員ご承知のとおり、特別職の報酬等審議会につきましては、特別職の給料あるいは報酬の額が適正なのかどうかを審議するための町長の附属機関でございます。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育委員会の制度が原則4月1日より大きく変革されまして、とりわけ新しい教育長の身分につきましては、一般職から特別職に切りかわることになります。したがいまして、新しい教育長の給料の月額につきましては、いずれ3月の定例会において新たな条例制定をお願いする予定でございますけれども、その前段の事務手続といたしまして、あらかじめ特別職報酬等審議会、これに教育長の給料月額についてお諮りする必要があることから、今般本条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、第2条の所掌事項の中の下線部分が改正箇所となります。

なお、本条例の改正を含めまして、今後提案を予定している教育長の給料に関する条例、これはあくまで4月1日以降に新しい教育長が誕生した場合に適用されることとなりますので、

現在の教育長には適用されません。現在の教育長が4月1日以降も在任する場合にあっては、改正地教行法の附則の規定によりまして、任期中は引き続き一般職の職員の身分を有する扱いとなります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第7号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した農家の営農再開を支援するため整備する水稻乾燥調製施設建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第7号の細部説明をさせていただきたいと思います。議案関係参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成26年度水稻乾燥調製施設建設工事でございます。

工事場所につきましては、歌津字板橋地内他3カ所でございます。

工事概要といたしまして、建屋約36坪の建物でございます。これを1棟、それぞれ4地区に建設いたします。その中に、乾燥機、それからもみすり機、それから色彩選別機というような機械を設置することになっております。

入札方法につきましては、制限つき一般競争入札ということで、県内に本社、支店、営業所を持つ業者を対象に入札公告をしたところでございます。その結果、記載の4者が入札に参加しております。以下、入札結果については、7から13ページまででございます。

工事期間につきましては、平成27年3月31日までとしておりますが、これにつきましては、3月議会で繰り越しのご決定をいただきたいと考えております。

9ページにそれぞれ位置図を載せております。

北から申し上げますと、歌津の板橋、それから泊浜、それから南に行きまして、戸倉の西戸、それから在郷地区の計4カ所でございます。

10ページにそれぞれ施設の概要が載ってございます。

基本的には10ヘクタールの経営を対象とした施設としているところでございます。機械につきましては、乾燥機、それから荷受けホッパー、もみすり機、色彩選別機等の機械をそれぞれ設置するという内容でございます。

11ページに仮契約書を添付しておりますので、確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

1点ほどお伺いします。

この板橋地区は、たしか白松というところ、白松道路を挟んで今田んぼを一番土壤改良なんかをしているところだと思うんですけども、あそこは水が乗っていますけども、道路の高さより高いところにつくるんでしょうか。それから、在郷あたりもそうかと思うんですけども、水の乗ったところで大丈夫なのかどうか、確認お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まず、板橋地区でございます。板橋地区というふうになっておりますが、実はこれ、設置する場所は馬場でございます。ただ、全体の補助事業の地区名として

白松を中心とした一帯を対象としているということでございますので、代表的な地名として板橋を使用させていただいております。具体的な設置場所は記載した自宅の跡地をお借りして、そこに設置するということになっておりますので、白松地区に比べればかなり高い位置にあるかと思います。

それから、西戸地区についても同じような考え方で、当然低地部ではなくて、一定の地域では高い位置に位置するところに設置するということになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 板橋地内とあるからそこかなと思いますけれども、全然かけ離れた馬場ということなんですねけれども、やはり一度こういうふうな津波が来ているところですので、その辺、十分考慮しまして落ち度のないように、多くの皆さんに使用していただけるようないどころに設置していただきたいと思いますので、努力をお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第8号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第8号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第8号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉小学校の校舎周辺整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきたいと思います。議案関係参考資料の12ページをお開き願いたいと思います。

工事の概要が記載されております。

工事名が、平成26年度戸倉小学校校舎周辺整備工事でございます。

主な工事内容でございますけれども、5コースの25メートルのプールが1カ所、それからそれに附帯する建屋、それからグラウンド整備、校庭の整備でございます。それから、学校周辺の外構工事、駐車場が主でございますけれども、外構、それから周りのフェンス等の設置工事ということになっております。

入札方法につきましては、制限つき一般競争入札ということで、これにつきましても、県内に本社、支店、営業所を持っている業者、これにつきましては、単独またはJVでも参加可能だという内容で入札公告をしております。その結果、記載の1者の参加がございました。以下、7から10まで入札の状況を記載してございます。

工期につきましては、平成27年3月31日となっておりますが、これにつきましても、3月議会におきまして繰り越しのご決定をいただければと考えております。

13ページにプールの平面図が載っております。25メートルの5コース設置ということで、平面図でございます。

次に、建物のそれぞれ立面図等が載っておりますので、ごらんになっていただければと思います。

15ページに仮契約書がございますので、ご確認をしていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 戸倉小学校の周辺整備、プールということで、大変結構な事業かなと喜

んでおるところであります。

今質問するのは、制限つき一般競争入札ということで、入札の参加業者が今回もまた1者なんですね。この7号の同じ一般競争入札では3者が参加して、落札率、それから入札回数を見ると、複数の入札参加業者があると一発で落札率は低いと。1者単独ですと、入札回数が2回から3回になって、だんだん、だんだん下がってきて、落札率も99.9999%ですか、これなるんだね。よく一昔といいますか、業者間の談合というんですかね、よく世間に騒がれて、悪い慣習というのが新聞、テレビでもやられてきたわけですが、1者だと談合もできないと。談合もできないというと言葉が悪いんだな。する必要もないというようなことになって、なぜ1者しか来ないんだろうなと思うんですよね。副町長もこれについてはわからないんだね。前にも質問したとおりね。私もわからない。できれば多くの方々に参加してもらって、本当に競争してもらって、一般競争入札という名目ですから。独断だと落札率も高くなつて、予算も結構上がるわけですから、できるだけ最小の経費で最大の効果をあらわす自治法に沿つて執行していただきたいと思うんでね。やはり、副町長、わからないね。この、なぜ1者しか来ないか。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） さきの議会でも同様のご質問をいただいておりましてお答えしておりますけれども、結論から申し上げますと、承知できかねます。

ただ、前回お話ししてございますけれども、現下のこういった状況の中で各ゼネコンも含めて受注調整があることは事実だろうというように理解してございますし、ご指摘の中にございましたように、いわゆる落札率、その競争性の問題はある意味これまでの状況からいたしますと、ご指摘の内容に沿つたというか、そういうふうな現実だということも事実でございますけれども、ただ制度上、制限つき一般競争入札という形でございますので、結果として1者の参加であっても、当然その段階で競争性は確保されているというのが制度でございますので、私どもとすれば、あとは業者さんの積算技術の問題も含めて、できるだけ落札率の低いほうでお引き受けをいただければ大変ありがたいんですけども、いろんな業者側の積算の状況からしますと、現下のそういった資材、労務単価、そういうようなもの等々も含めた上での入札と。今回、再々入札といいますか、3回ということで、ようやく町の予定価格と折り合つたということでございますけれども、これが一つの結果ということで受けとめざるを得ないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

戸倉小学校のプールについて伺いたいと思います。

復旧の整備ということで、現状のような施設ということなんでしょうけれども、例えばなんですけれども、温水プールのような施設はできなかつたのかということで、答弁には面倒をかけますけれども伺いたいと思います。そこで、もちろん地区の方たちの要望はなかつたと思いますが、そこで何らかの形で現状復旧の補助金事業の中、温水プールはどのようにしてかできないものか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 温水プールができるないかというご質問でございますが、基本的には災害復旧事業で今回復旧するという内容になっておりますので、震災前にはない施設については対象外だということでございます。PTAからそういう要望がなかつたのかというご質問もございましたけれども、例えそれがあったとしても、現制度の中ではそれは認められない部分でございますので、そこは今後の課題だと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかりましたけれども、補助金の中ではできないということなんですけれども、皆、ほとんどの復旧事業がそうなんですが、今後の運営その他、有効利用を考えた場合に、そういうことも私は必要ではないかと思って、そこで、法というか、補助金事業の網をくぐるというわけではないんですけども、何らかの形でオプションみたいな状況というのはできないかということで再度質問したいと思います。

そこで、例えなんですけれども、熱源的には、せっかく各大きな施設、ソーラーをつけていますので、そういうやつを何らかの事業の絡みの一環としてできないのか。もしくは、バイオマスの燃料もそういう形で利用できないのかという、そういう思いからの温水プール化を目指せないかという質問なんですけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いろんな方法があるかと思います。ただ、一番大事なのがソフトのほうではないかなと。学校のほうで、プールの利用をどういうふうに今後考えていくのか、それがまだ示されていないといいますか、当然これからそういう議論が出るかどうかもわかりませんが、その議論がないと、施設をつくったからどうぞというわけには多分いかないと思います。それは、地域も含めた学校とのいろんなその話し合いの中で、今後そのプールの

利用の仕方というのが決まっていく中で、一つの案としてその温水ということも出してくれれば、町としても検討するかと思いますが、現段階の中ではそこまでは検討がいかないということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

そこで、課長の答弁は縦割りっぽい答弁だったんですけれども、私が思うには、もっと広い気持ちというか、利用でしたら、生涯学習の一環としても使えるでしょうし、いろんな障壁はあるでしょうけれども、例えば戸倉地区の健康づくりのためにも有効でしょうし、一般の住民の方たちも使えれば、そういった思いもしての質問だったんですけれども、どうしても大きいというか、広く、例えば小学校の体育館を夜、昔だったら青年団のバレーボールで使うとか、そういうような状況での使い方を私は期待していたんですが、再度質問したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） 学校のプールですから、私からお答えさせていただきます。

まず、寒いときにはプールは使いませんで、学校で夏場の特に気温の高いときにしかプールの注入はいたしませんから、ですからまずその温水プールは学校としては必要と考えておりません。

それから、夏休み期間中とかは、学校のプールは解放いたしますが、これは不特定多数に開放するものではございませんで、その学校の児童生徒にだけしか解放いたしません。プールに関しては、事故等が考えられますので、例えばどこからか遊びに来た方がそのプールを使うということに関しては認めておりません。ですから、その学校の児童生徒だけで、そのような生涯学習的なものは将来的にはそうなるかもしれません、現時点ではそうは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第9号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第9号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第9号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した田の浦地区及び馬場中山地区において実施しております防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、請負金額を変更する必要が生じましたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第9号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業田浦団地他造成工事でございます。

当該契約につきましては、田の浦団地のほか、馬場中山生活センター西団地、名足保育園南団地と田の浦団地の3つの団地の造成工事について請負契約を締結してございます。名足保育園南団地、馬場中山生活センター西団地につきましては、既に完了し、土地の引き渡しを行ってございます。田の浦団地につきましては、1月末現在の進捗率が約94%ということで、

2月末の完成を目指して施工を進めているところでございます。

当該請負契約につきましては、田の浦団地の掘削につきまして、硬岩破碎の工法変更、硬岩の数量増加など、土工事部分の変更について既にご決定をいただいた経緯がございます。

今回の変更につきましては、田の浦団地の住民要望を踏まえました宅盤の高さの見直しによりますL型擁壁の施工延長の増、のり面の植生基材の吹きつけ厚さの変更、県道に取りつけ道路の側溝整備において、水道管の切り増しが必要となったことのほか、隣接地権者の風倒木の撤去などの要因から請負額を変更するものでございます。

議案関係参考資料の16ページには、仮契約書の写しを添付してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第10号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第10号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第10号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉地区において実施しております戸倉小学校用地の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要が生じましたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議

決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第10号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的でございますけれども、簡潔に申し上げますと、戸倉小学校の敷地造成工事でございます。今回、当初契約金額が3億9,574万5,000円を1億5,533万5,920円減額するものでございます。

変更内容につきましては、議案関係参考資料の17ページをお開き願いたいと思います。

17ページは、当初計画の平面図になります。図面の左側、オレンジ色で着色した部分が戸倉小学校の校舎の敷地でございます。

18ページが、変更後の図面となっております。同じように左側のオレンジ部分が変更後の敷地の形状でございます。当初、中間付近がくびれたひょうたん型の敷地がほぼ台形の整形された敷地となっております。

主な変更点でございますけれども、図面でいうと、右側に災害公営住宅の戸建ての敷地がございます。当初計画が15戸でございましたが、いろいろな都合で10戸に変更になったということで、その部分を学校の敷地で使うということで、まずもって計画をいたしました。

その次に、学校の敷地を取り囲むようにグレーの着色がされている部分があるかと思います。これにつきましては、学校周辺の管理用通路ということで当初計画をしておりましたが、もともと学校の敷地内に取り込んで設置が可能ということで、今回敷地内に管理用通路を設けることに変更してございます。それによりまして、切り土土量が9,740立米ほど減となっております。それから、それに伴いまして、残土の処理数量も1万2,000立米の減ということで工事をしたいと考えております。

全体の造成面積、当初が2万1,512平米でございました。変更後は1万6,316平米ということで、約5,000平米ほど減となっております。主な変更減の部分につきましては、のり面部分がほとんどでございます。

実質の学校として使える面積につきましては、当初1万5,585平米でございましたが、変更後につきましては1万5,827平米ということで、逆に242平米ほど増ということになってござります。

この変更によりまして、校舎ほかの施設についての影響は特にございません。

それで、19ページをごらんになっていただきたいと思うんですが、仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1番です。

まず、単純な質問からちょっとさせていただきたいんですけども、戸倉小学校の造成工事の分で、4億円だった契約から1億5,000万円減るということは4割ぐらい減るんですよね。単純に考えると、小学校が4割小さくなってしまうのかという懸念があるんですね。細部説明を聞いて、逆に小学校の用地はふえるんだと。そのなぜそうなるのかということを、私もいろいろ自分なりに調べていろいろ聞いたり回ったりはしたんですけども、どういう、お金の動きと工事の動きがどうも整合性がいまいち見えない。

説明の中ですと、その周回道路、管理用道路ですか、があったものを学校の敷地内に移すことで切り土が減って、残土が減るので、その分の工事費が浮くというご説明だったんですけども、それでそれぐらい減るのであれば、その当初の積算であったり、設計であったりというものが一体どの程度適当だったのかと。突っ込んで言えば、契約する段階で精査してということを繰り返していくと、例えば発注の時期がおくれたり、それによって小学校の供用開始の時期が後にずれこんだりというような事情もあるんだろうと思いますので、そこは考えないわけではないんですけども、まずその4割工事費を減額した上で、小学校の用地が広くなるというそこのからくりをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 切り土量が減ったということは、18ページの図をごらんになっていただきたいと思うんですが、その学校周辺に緑で着色した部分がございます。この部分が簡単に言えば減となった部分です。ここは大きくのりがあつたりという部分でございまして、基本的には平場、使える面積をあまり動かしたくないということで、1万5,580平米余りを何か確保したいということで作業を進めさせていただきました。

その結果として、ぴったりはいかないんですが、いずれ切り土量を減らして、当然のり面の発生も出ないと。当然のり面にもそれらの保護をしなければならないということで、その辺がなくなれば当然金額も低くなるということでございます。からくりというのは特にござい

ませんで、周回道路を中に埋め込むことによって、全体の造成面積を減らすことができる。

当然、内部に埋め込むことで、機能的には何ら変更はないんですけれども、ただ造成範囲を狭めたということによって、全体の予算が少なくて済むという内容でございます。特に意図的なものは一切ございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 造成の面積を減らすことになったわけですよね。減らしたというか、見直しをかけて減らせるなということで減らしたということなのかなと思います。であれば、その要因というのは何なのかなということをちょっとお伺いしたい。災害公営の分ですかね、で整備戸数が減ったので、その分の敷地に学校用地が食い込んできているというか、その分広がっていますので、そこを見直すと反対側の山の斜面を削らなくて済むということになつたのであれば理解はできるのかなと、そこをちょっと確認したいと思います。

それから、今の答弁の中では、学校の機能としては何ら支障がないんだというお話をしました。この2枚の17ページ、18ページの間違い探しありたいな図面を見て、学校の周りに道路が舗装されているような図面があって、それがなくなっているということで、そこから想像するに、例えば不特定多数の人が学校の管理用道路に入ってくるような危険性というか、可能性が逆に少なくなったりとか、もしくはその道路がなくなることで、課外活動をする子供たちが、児童生徒が課外活動をする場合に、自然が豊かな南三陸町の裏山なんかを例えば探検したりとか、そういう課外活動にも逆に行きやすくなったりとかいうこともあるのかないのか。学校を管理する側としては、今回の変更でどういった影響があるのかということを、今の時点で想定されていることを教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 主な変更要因がやっぱり2つ、ご指摘のとおり2つございます。

一つが、防集団地の戸数が減ったと。当然そこについてもともとひょうたん型といいますか、中間がくびれたいびつな敷地になっておりますので、そこが解消できるだろうと。ただ、その防集団地が減った分の面積をそのまま学校用地として使うことはできませんので、いずれふえた分は減らさなければならないということで、一定の形に整えさせていただいたということでございます。

それから、周回道路につきましては、基本的にはいろんな施設の、それから隣接する山林への利用もできるだろうということで計画をいたしておりますが、ご指摘のとおりセキュリティーという問題で、これですと、周りを全部フェンスで囲まない限り、不特定多数、不審者

も含めて自由に学校に入り出しができるということになりますと、なかなかこの全ての部分を管理するというのは難しいだろうと。ということであれば、入り口を特定させて入り口部分を重点的に管理すれば、その辺のセキュリティの確保が可能になるんだろうと。それが一点でございます。

それから、この道路の管理ですけれども、学校施設でその道路を管理するのか、または町道なり、そういう建設サイドで管理をするのか、それによって実は補助金の捉え方が違ってまいります。いずれ、町道として管理するということになれば、この部分については文科省の予算ではできないと。それで、ここの町道としての必要性は特に今のところ緊急的なものがないので、当然国交省の予算も使えないということになりますと、必然的に町の持ち出しがふえると。単純に言えば1億円ほどの持ち出しがふえるということであれば、今後必要が生じたときに整備の可能性はありますので、その時点で再度検討するということで、今回の計画から除外したという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 変更した結果、学校を利用する側としても、また、周囲道路がなくなったことで、それを管理する町の財政的にも、さらにはこの今回の工事の金額としてもメリットがあるんだというご説明にたどり着けたかなと思います。

もう一つ心配なのが、今回学校の分では減額ということになっていますけれども、同時に戸倉団地全体としては、例えば災害公営住宅であるとか、防集の事業とか複数入っているのかなと思います。今回の減額分が、例えばどこかにはね返って増額になったりとか、ほかの事業に与える影響というのが想定されるかどうか伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 団地全体ということで、開発の面積自体は17ページ、18ページの画面を見ていただくとわかるんですが、大きく変わらないと。災害公営的な話をすれば、一定の仮申し込み結果を踏まえた戸数見直しという部分も、面積を縮小したりとか、そういう対応はしております。ただ、そういったマイナスの要素も事業的にはございますが、逆に戸倉小学校単体であった場合、団地に付設した場合によっては道路の使い方も当然変わってきますし、水道、排水、そういった問題がいろんな3つの事業でそれぞれ案分して計上しているものもございます。

今回、外周道路がなくなったということも踏まえて、戸倉小学校の負担すべき部分のエリアというものが明確になってきているということで、工事費全体で小学校部分として減額にな

る部分、防集あるいは災害公営で増額になる要素も当然ございます。エリアが明確になったということで、小学校分で面積案分で見ていて当初計画していた排水溝の整備であるとか、道路の整備であるとか、そういった部分でこちらの団地に影響は若干ございます。ただ、それ以上に、戸倉団地全体として、残土の運搬距離を短縮するなど、県事業との調整とかをやりながら、減額の要素もございます。総体的に見れば、全体的には団地全体では減額になるだろうという見込みもございますので、金額、一部ではね返りもありますが、総じていえば余り影響はないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

前者に引き続き、私も似たような件ですけれども、この1億5,000万円の減額ということは、かなり大きな額の減額となります。当時、これを議会に出したとき、教育委員会との横の連絡がとれてなかったのかな、急ぐあまり、こういう大ざっぱにとったのかなど、予算のとり方がそうだったのかと、今、疑問が残るわけですけれども、そこで、この道路、形状変更の削除はあるんですけれども、道路、のり面、緑地、この緑地、非常に大切なことです。団地のほうの緑地にも兼ね合いがあるんですけれども、学校としても子供たちが触れ合うというか、大事な緑地ですので、その辺は道路は今管理上、セキュリティーの問題で削除にするという説明でしたけれども、その緑地の部分はどのようになるのか、そしてまた、この防集の団地の中に緑地はどのぐらいあるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 学校の部分の造成そのものが減ということになりますから、敷地外についてはこれまでどおりの緑地が残るということでご理解していただければと思います。

それから、全体の緑地率については、復興事業推進課長からお答えさせていただければ思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 開発上の要件で、緑地面積を一定規模とらなければならぬという要件がございます。そういった中で、この当該団地について、今何パーセントかというのはちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんのでご回答はできませんが、開発区域、図面の色を塗ったところで、緑、あるいは濃い緑、この部分は全て緑地でございますし、背景の白い部分についても、廃棄物が出た、一応書いてあるところは除いて全て山林となっておりますので、緑地の中に団地があるというふうな形でございます。いろんな利活用に活

用できるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 子供たちは、夏休みでもほとんど学校に行っている子供たちが多いんですね。だから、暑い時期に緑地があるということは、非常に子供たちにとっては環境がいいはずですので、今お伺いすると、緑地は残すという建設課長の答弁でしたけれども、ぜひその辺を学校敷地内に緑地を残して、子供たちが夏でも快適に過ごせるような環境づくりをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も1点だけ伺いたいと思います。

戸建てが減った理由をもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 一昨年だったと思うんですが、仮申し込みをとった時点での戸数に見直したということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。仮申し込みをとった時点で減ったということなんですねども、その後の要望というか、戸建てに対する要望はなかったのかどうか。実は、私、以前からなんですけれども、再三軒割りの平屋の住宅ということで言っていると思うんですけども、そういったやつはかなわないということで、今回この戸建てが減った理由をお聞きしているわけなんですけれども、要望的にはどうなのか、もう一度伺いたいと思います。

そこで、あともうできた桜沢の戸建てと名足の戸建ては空き状況はどうなったのか。埋まつたのかどうかも関連で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 戸建て志向がもともと強いという地域的な部分もございますが、当然戸建ての要望というのはございます。ただ一方で、一定のご高齢者の方ですと、ある程度集合住宅だとエレベーターもつくということで、そういった観点で、生活という利便性の部分については、逆にそちらのほうがいいという意見も少なからずございます。圧倒的に戸建てといった部分ではなくて、いざ自分が住むとなったときにどういうふうに動けるのかというところを踏まえてそういった意見が分かれているという状況でもあると思います。

あと、入居の状況については、建設課長から答弁したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入谷、名足ともまだ戸建てについては空き戸がございます。入居開始以来、毎月応募をかけておりますが、いまだ申し込みがないという状況が続いているということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 戸倉地区の戸建てが減った理由についてはわかりました。

そこで、今関連で聞いた空き状況なんですけれども、実は以前の議会でも私、質問したんですけども、入谷の桜沢に関しては、入り口の一番角のところに塀のようなものをつくってはどうかということであれしたんですけれども、そういったところの検討は進んでいるのか、必要ないということなのか、そのところだけ伺って質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 目隠しフェンスということだと思ったんですけども、いずれそこ の1戸だけを特に整備しなければならないという特段の理由もないのに、今のところは整備は考えていないという状況です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第11号 業務委託契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第11号業務委託契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した志津川市街地における中橋左岸下部工災害復旧整備の実施に係る業務委託契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） それでは、議案第11号について細部説明をさせていただきます。

議案関係資料の21ページをお開き願います。

まず、整備する中橋は、八幡川にかかっていた旧中橋を河川のバック堤工事や復興まちづくり計画にあわせて整備するもので、資料はその施工位置、ちょうど丸印で示している位置が今回業務委託をする下部工の位置となっております。

次ページ、22ページをごらんください。

イメージパース図と橋梁の一般図を示しております。ちょっと資料のほう、橋長などの数字が小さく見えにくくなってしまって申しわけございません。橋梁の諸言ですが、橋は人道橋となっております。橋長は約74メートル、幅員が約6メートルから14メートルの複断面、上部工の構造形式は鋼管、鉄の管ですね、鋼管によるパイプトラスとなっております。ごらんのとおり、歩行部分が上下に分かれたダブルデッキとなっております。このパース図は川の上流側より橋を見たもので、資料の左側が八幡川の左岸部分、要は区画整理事業側です。右側が祈念公園側となっております。

次ページ、23ページには、左岸側からのアプローチ部分をちょっと拡大して示したイメージパースを示しております。

ページ戻りまして、20ページをお開き願います。

今回の業務委託は左岸部、区画整理側です。左岸部の橋梁下部工1基の整備に係る業務についてURへ委託するものです。

工事内容につきましては、記載のとおりで、くい基礎工、これは円筒状、筒状のものに組んだ鉄筋を事前に掘削した地盤の中に押し込んだ後、コンクリートを流し込み鉄筋コンクリー

トのくいをつくるという地盤改良工法です。それと下部工の躯体構築工1基となっております。

今回、下部工1基のみの業務委託とした理由は、当該施工箇所が周辺の造成工事や関連事業とふくそうする箇所で、これら関連工事の進捗に影響を及ぼす箇所であることから、先行的に工事着手する必要があるためです。

整備スケジュールですが、まずは今回の左岸部の下部工を先行するのですが、橋梁だけができ上がっても、周辺の造成などが完了しないと、要は渡ることのできない橋となってしまいます。県の事業である国道398号や河川のバック堤工事など、関連事業の工事の進捗状況を見ながら、残りの下部工と上部工の着工時期を判断したいと思っております。

以上で細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 済みません、たびたび。では、6番。

中橋ということで、今回左岸部だけということですけれども、右岸部のほうは、先ほど課長の説明で、渡った先のほうがまだわからないので、今回は左岸部ということですけれども、実際、両方一緒にしなくて大丈夫なのか。大丈夫というか、何ら支障はないのか。例えば、今回URさんで右岸部のほうも同じところにお願いするのかどうか、そのところを確認させていただきたいと思います。

それが1点で、第2点目は、実は前回も橋のほうに関して若干質問した経緯があるんですけれども、今回、この上のほうの橋に関してなんですが、隈先生のつくるコンセプトと町のほうで要望したコンセプトについて若干詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、1点目の右岸部と左岸部、同時に施工しなくて支障がないのかということですけれども、結論からいいますと支障ありません。右岸部についてはURへ委託するのかということにつきましても、現時点ではその方向で今考えております。

2点目のコンセプトなんですが、基本的には、まちづくり協議会の中でもいろいろ議論されていた橋ですので、昔の中橋だったりということと、中橋を中心に旧市街地では祭りなどイベントなどをされていたというのもありましたので、その辺のコンセプトというところまでの強いくくりではないんですけども、昔の中橋がどうだったかという情報は隈先生には伝

えております。伝えた上で今回示された橋というふうに認識しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、河口部については支障ないということでわかりました。

そこで、コンセプトについてなんですかと聞かれども、中橋はお祭りその他ということで、今課長から答弁があつたんですけれども、以前の答弁の中で、復興のシンボルというんですか、そういういたやつにもしたいような答弁もたしか企画課長でしたか、あつたような気がしたんですけれども、そこでまた私、関連で伺いたいんですけれども、実は今回この参考資料を見させていただいて、実際、橋自体も上のほうと真ん中を通れる部分と両方の構造みたいなので、改めてまたしつこいようですけれども繰り返させていただきたいんですが、実は先ほどの震災遺構に関しても、若干聞きたかったんですけれども、特別委員会のほうでということであれだったんですが、実際、震災遺構を初め追悼というか、震災を風化させないという意味で何らかの祈念碑的なものが私は必要ではないかと思っているんですけれども、それに関してどのように考えているのか伺いたいと思います。

そこで、私、また今回も例え話でなんなんですかと聞かれども、こういったせっかく木で橋をつくりますので、この木自体をやはり何らかの形で被災された方たちから供出ではなくて、補助金等を出して集め、その木で橋をつくれないかということで再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私から、その復興のシンボル的な部分というようなかつての答弁、私もそういった記憶がございますので、繰り返しになるかもしれません、今回隈先生に橋のデザインをお願いしたというのは、市街地整備課長から申し上げたとおりでございまして、地区を初め地域の方々のお考えを十分反映していただいたというような認識でございます。当時、橋をつくるという部分については、中橋だけではなくて下流の港橋も含めて、やはり水、親水性というんですか、そういう部分に対しての復興の進め方について、町民の方からの希望が非常に強かったと。それから、やはり津波から復興すると、立ち上がるというようなコンセプトも踏まえれば、やはり川と海、ここをしっかりとつくり上げていくというようなところがうちの町の復興に一番ふさわしいのではないかというようなお考えを隈先生にお伝えしながら、このようなデザインになったものと思っております。

それから、祈念碑になりますか、名称はまた別なんですかと聞かれども、既に復興交付金で祈念公園の調査設計の予算もついてございますので、今後、祈念公園のあり方、計画について、そういういた事業の中でやってまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 祈念碑的なことに関してはわかりましたけれども、私、しつこいようで済みませんけれども、再三思うんですが、この木は杉ではなくて何か松のようなものを検討しているということなんですが、再度お願いというか、私なりのあれを述べさせていただくと、実際、地元でとれた、とれたというか杉、できれば被災した方の持ちもの、山から切った木を使って、そしてこの前も言ったように、この参考資料で見る上の部分は、例えば靴を脱いではだしで渡って追悼というか、そういう意味を兼ねるような橋にすれば、私はいいのではないかと思うんですが、靴を履いた人はこの真ん中の下のほうを渡ればいいのではないかと、今回この資料を見て思いました。今後、例えば、私自身このデザインを変えろというのではなくて、この橋を、それこそ住民参加ではないですけれども、皆さんのが集めた木を利用してこの橋ができるかと私は願っているんですけれども、そしてこの橋の上から、先ほどの行政報告でもあった震災遺構、残るにしろ、解体するにしろ、そこから採むというか、何かが私は震災をいつまでも風化させない意味でも大切なのではないかと思います。

実は、先日、私、商店街にタコを買いに行ったときに、こちらから行く角のところに……。

○議長（星 喜美男君） 6番、簡潔にやってください。

○6番（今野雄紀君） はい。今、BRTの駅のできている角のところに、何かこう花の上がっているところがあるんですが、たまたま偶然そこに花を上げている人たちが見えました。そこで、今回このように中心部をかさ上げする関係で、何らかの形でこういうシンボル的なものが祈念公園とは別にあってもいいのではないかと思うので、そのところを検討できるかどうか伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 以前、一本一本持ち寄りながらそういった材料を使って橋をつくったらというようなことで、そのときに申し上げたのは、もちろんそのようなつくり方も一つの考え方としてお聞きしますと。ただ、やはりつくった後の、みんなで町民だけではなくて観光客も含めてこの橋に愛着を持って大切に使っていくと、そちらのほうも大切なんだろうなというようなことは申し上げた記憶がございます。いずれ、杉になるのか松になるのか、ちょっと技術的な部分はわかりませんし、その工法上、そういった持ち寄り形式で橋の建築ができるのかどうかについては、さまざまな角度から検証しなければならないと思いますので、私はちょっとそれは答弁を差し控えさせていただきますけれども、追悼といいますか、思うといいますか、祈る、そういうふうな部分をこの橋一つでということではなくて、こ

の市街地全体、あるいは祈念公園の中を中心にそのような思いを込めながらこれから設計図をつくっていくということになりますので、その中の一つのパートとしてこの中橋もそういう役割を果たすということは間違いないと思いますので、そういう気持ちを込めながらこれから建築に生かしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 補足させていただきます。使う木なんですが、前回議員からご指導がありましたのを受けまして、再度検討しました。前回、松を使うということだったんですけれども、加工する業者と相談しまして、杉をメインに使うことで仕様を変更しましたので、ここを渡るところの木については一応杉材を使うことで考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 1点だけですが、有名な建築の先生にお願いして、木造の橋を、人道橋というんですか、やると、それはそれ、結構なんです。私が一番心配しているのが、幾らかアール型といいますか、平らではないんですよね、74メートルですから。上のほうは大体平らかなと、だんだんにこうなってくるのかなと、全体的にこうなるのかな。そのときに、木なものですから、滑るんですね、雨、雪。そういったときの、何というか通行止めとか、きょうは大雨で滑るから通行してはダメですよ、下を通ってくださいとか、そういった管理的なことはどういうふうな形になるのか。木造で、見ばえ、絵に描いたりとか、模型をつくると非常にいいんです。いいんですが、使う場合にはそういった問題が生じてくると。特に杉と今話がありましたので、そういったときに事故に遭った場合のけが、滑って転んで、その辺の責任所在というのかな、これは町有橋になると思うんですよね。橋と橋との、国とか県の持ち物ではないのではないかと。その辺の事故が起きた場合の責任所在というのはどういうふうになるのか、非常にその辺を今心配しているんです。どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 橋梁も町道の一部ということでございますので、町道上の事故に関しては、町で総合賠償保険を掛けてございますので、その賠償保険の適用になると考えてございます。（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第12 議案第12号 災害公営住宅整備に係る業務施行に係る業務施行に関する協定の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第12号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した志津川西地区に整備する災害公営住宅に係る業務施行に関する宮城県との協定の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第12号の細部説明をさせていただきます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては、志津川西地区に整備をいたします集合型の災害公営住宅の建設にかかる業務施行につきまして、宮城県に委託することの協定を締結するものでございます。

議案関係資料の25ページをお開き願いたいと思います。

事業の概要をご説明いたしますと、住宅の構造につきましては、東工区、西工区とも鉄筋コンクリートの4階建て1棟、それと3階建て2棟、戸数でいいますと、74戸分となってございます。延べ床面積が約5,600平米、附帯施設といたしまして、エレベーター、物置や共同花壇などのほか、集会所をそれぞれの工区に1棟ずつの2棟設置する計画でございます。

事業のスケジュールでございますけれども、本議案、ご決定いただければ、宮城県におきまして事業者の選定手続を進めていきます。志津川西地区の造成工事の進捗に合わせまして実際工事を進めていますが、造成の先行をしております東工区、いわゆる志津川高校の北側になります、につきましては、ことし7月に工事に着手する予定で進めてまいりたいと思っております。

なお、事業全体につきましては、協定上、28年度末完了ということにしておりますが、西側の工区も含めまして、28年度の第3四半期の工事の竣工を目指して整備をする予定となっております。

次に、26ページをお開き願いたいと思います。

土地利用計画図でございますが、志津川西地区につきましては、先ほど申し上げました志津川高校北側の東工区、それと旭ヶ丘団地の西側の西工区の2つに分かれております。

東側の東工区につきましては、次の27ページをお開き願いたいと思います。

東工区の配置図でございますが、東側に3階建ての集合住宅22戸分、西側に4階建ての30戸分のほか、ちょっと南側になりますが、集会所1棟を整備いたします。

なお、災害公営のこの図面で示している絵が描いてあるところと集会所の間に白抜きで区画を設定しておりますが、ここは戸建て住宅の予定となってございます。8戸分別途整備する予定となっております。

次に、28ページになります。

西工区の配置図でございます。西工区につきましては、3階建て22戸分のほか、集会所を1棟予定しております。

29ページ以降につきましては、それぞれの立面図等を示してございます。

なお、先ほど申し上げました東工区の戸建て住宅8戸分につきましては、木造災害公営住宅建設推進協議会と6月ごろに買い取り事業として譲渡契約の締結を行うべく現在進めております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

2点ほど確認したいと思います。

現在の入居申し込み状況というのはどうなっているかですね。

それから、この家賃については、いろいろタイプがあるようですが、その詳細がわかれればお知らせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 入居の申し込み状況ということで、先般街区決定という取り扱いの中で、入居予定のその時点での戸数確定を一旦させていただいております。

東工区の2棟につきましては、あきは現在のところございません。西側の工区22戸のうち、現在のところは5戸ほどあきが生じているような状況でございます。あくまでも、街区決定をした時点での状況ということで、今後入居予定者の生活環境の変化、そういうものの理由から、その数は入居時点まで随時動いていくものと思われます。これは西だけではなくて、公営住宅全体のお話ということでご理解いただければと思います。

それと、家賃については、入居予定者の所得の状況に応じて家賃が設定されますので、ほかの団地と特に高いとか安いという条件ではございません。ほぼ同じだと思います。ただ、所得要件とかによって大分動きがあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 入居申し込みは随時変動というか、完成するまで変わっていくというような説明でありますが、現在入居されている方も多々あるわけですが、その家賃によって変更、辞退というようなこともあり得るのかなと思っております。特に、一戸建てなどは高いと、高くて入れないというような声をたびたび聞くわけですが、今後この家賃についての改正というような検討というのはすべきではないのかなと思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃につきましては、具体的な金額が国から示されているわけではなくて、計算方法について示されております。それに従って計算するわけでございますけれども、ただ現状としてその10年間暫定的に家賃の低減を図っております。いずれそういう意味では災害公営住宅以外の通常の住宅に入るよりはかなり安くなっていますので、今のところ特に低減をすることは考えてない状況です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その家賃の設定はこれまでいろいろ説明もありましたのでわからないわけではないんですけども、現場といいますか、現在入居されている方々、必ずしも仕事が震災前のように復帰されておられる方々ばかりではないわけですよ。ですから、安いとはいながらも家賃というのは重くのしかかっているような状況もなきにしもあらずです。もう少し掘り下げて考える必要があるかと思いますが、これから逐一完成されてくる住宅、そしてまた入居の状況を見ながら考えていく必要があるのかなと思っておりますので、常に経緯を把握していただきたいとそう思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第2回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時26分 閉会